

# 高齢者用肺炎球菌ワクチン 予防接種費用助成のお知らせ

町では、65歳の方及び60歳～64歳の方で心臓や腎臓などの機能に障害のある方に、高齢者用肺炎球菌ワクチンの接種費用を助成いたします。接種を希望される方は、健康福祉課健康推進係までお申し込みください。

なお、過去に一度でも23価肺炎球菌ワクチン（一般名：23価肺炎球菌莢膜ポリサッカライドワクチン、商品名：ニューモバックスNP）の接種を受けたことがある方は助成の対象となりませんので、ご了承ください。

## 1 肺炎球菌とは

肺炎球菌は気道の分泌物に含まれる細菌で、唾液などを通じて飛沫感染し、気管支炎や肺炎、敗血症などの重い合併症を引き起こすことがあります。成人の肺炎のうち1/4から1/3は肺炎球菌が原因と考えられています。

## 2 高齢者用肺炎球菌ワクチンとは

肺炎球菌は93種類の血清型があり、定期接種で使用される「23価肺炎球菌ワクチン」は、そのうちの23種類の血清型を対象としたワクチンです。

## 3 助成対象者

対象者は、浜中町に住所があり、下記の①もしくは②に該当する方で、過去に一度も23価肺炎球菌ワクチンの接種を受けたことがない方です。

**対象者①** ～ 接種日において65歳の方

**対象者②** ～ 接種日において60歳～64歳の方で、心臓、腎臓、呼吸器に機能及びヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能に身体障害1級程度の障害をお持ちの方

\* 65歳を超えた方の経過措置による接種は、令和5年度で終了しました。

## 4 接種回数 1回

※過去に一度でも23価肺炎球菌ワクチンの接種を受けたことのある方は、定期接種の対象となりません。また、過去に自費で接種されている方も対象となりません。

## 5 接種費用 自己負担額 ～ 3,000円

\* 助成対象者に該当する生活保護受給世帯の方は、接種料金が無料となりますので、お申し込みの際にお伝えください。

\* 下記の医療機関以外で接種される方は、一度全額自己負担となります。全額自己負担をした場合は、役場健康福祉課健康推進係または茶内・浜中支所に、下記の書類を持参し、手続きをすることで後日差額分をお返しいたします。

**【必要書類：領収書、振込先口座の通帳、接種済証】**

## 6 接種できる医療機関

医療機関名	接種曜日	事前確認	電話番号
町立浜中診療所	月～金曜日	要	62-2233
田中医院（厚岸）	月～土曜日	要	52-7155

## 7 過去に「肺炎球菌ワクチン」を接種したことがある方

過去に「23価肺炎球菌ワクチン」の接種を受けたことがある方は定期接種の対象とはなりません。ただし、過去に受けた肺炎球菌ワクチンが「13価肺炎球菌ワクチン（一般名：沈降13価肺炎球菌結合型ワクチン、商品名：プレベナー13）」だった方は接種対象となります。

## 8 副反応

接種後にみられる主な副反応は、接種部位の症状（痛み、赤み、腫れなど）、筋肉痛、だるさ、発熱、頭痛などですが、いずれも軽度で2～3日で消失します。

## 9 お問い合わせ・お申し込み先

健康福祉課健康推進係 電話 62-2307